

スマトラ島リアウ州の自然林破壊問題、特にAPP社との関係について（概要）

現在、インドネシア・スマトラ島、リアウ州の自然林破壊により、絶滅危惧種であるスマトラゾウ（アジアゾウの亜種）やスマトラトラと現地住民との衝突が頻繁に起きるとともに、このままでは現地森林生態系が壊滅的な状態になりスマトラゾウほかの野生生物種の生存が危ぶまれるほか、地元の住民への影響や森林と泥炭土壌の破壊に起因する温室効果ガスの発生までもが大きく懸念される事態になっています。

この主要な原因の一つとして、パルプ材生産のための自然林の大規模伐採があげられますが、アジアパルプアンドペーパー（APP）社がこれに深く関わっています。リアウ州の森林は、毎年約 16 万ヘクタール（東京都の面積の約 75%）のスピードで失われており、その大部分は、日本への紙製品の輸出も多い APP 社等がパルプ材生産の原料となる木材を供給するために皆伐しています。

WWFインドネシアは 2001 年より、APP社等に対し、リアウ州、またはその他インドネシア国内、さらには世界中から調達するパルプ原料の木材の伐採に際しては、保護価値の高い森林（HCVF）*¹を破壊しないよう求めてきました。これはつまり、

1. 関連する伐採地での自然林皆伐の前には、皆伐予定の自然林とその周辺の景観のなかで生物の多様性などの観点から極めて重要である保護価値を有する地域を特定する調査を適切に行い、保護価値が高い自然林についてはそれを守っていくこと、
2. さらにそれ以外の自然林に由来する木材を購入する場合にも、HCVF が伐採されていないことを確認すること、を意味します。

APP 社は、2004 年に合計約 12 万ヘクタールの HCVF の保全を公約し、WWF はこの決定を歓迎しました。その後 APP は 2005 年に、これらの HCVF 保護の状況の定期的なモニタリングを認証・監査機関であるレインフォレスト・アライアンスのスマートウッドプログラムに委託し、一回目のモニタリングは去年 10 月に行われました。しかし、その結果によると、これらの HCVF では、APP は具体的な保全策を講じておらず、違法伐採なども取り締まられないまま拡大しているうえ、場合によっては、APP 社に皆伐された HCVF もあるとのこと。また、このうち一箇所では、APP 社の植林地域内に設置される水路からの排水などにより、植林地周辺にある保護区を含む泥炭湿地において、泥炭土壌の沈下・乾燥などの悪影響がでており、泥炭湿地生態系全体の破壊と温室効果ガスの放出による温暖化への影響が懸念されています。

APP社は現在でも自然林の皆伐にパルプ用原料木材の 70%程度を頼っており、上記の保全

を公約した 12 万ヘクタール以外の自然林は、その保護価値も適切に調査されないまま、従って当然保護などの措置は一切とられず一様に皆伐され続け、APP のパルプ工場に供給され続けています。その伐採の中には、合法性が疑われるものもあります。たとえば、WWF インドネシアも参加するアイズ・オン・ザ・フォレストというプロジェクトでは、2005 年に APP 社が 2 度違法材を購入していることが確認されているうえ*2、合法性の疑われる許認可に基づく伐採区域での操業、州の土地利用計画で保護区と指定されている自然林などの皆伐や、法律では皆伐してはならないとされる自然林の皆伐などの例もあります。

こうした中、WWF は、APP 社とビジネス上関係がある主な日本企業の方にも APP 社へ HCVF を保護するためのさまざまな働きかけをお願いして参りました。APP 社から植林木 100% あるいは合法性の確認された原材料から生産された紙のみを求め確認する企業も出ました。これは重要なことですが、APP 社が同時に自然林を破壊して紙を生産し続けているという側面についても再認識して頂き、APP 社の環境・社会的責任を含めた生産方針そのものの改善を強く求めて頂くことをさらにお願いし、一部の方からはさらに積極的な働きかけを行っていただきました。

しかしながら、2006 年 6 月 20 日に WWF インドネシアとの会合において、APP 社は上記の 2004 年に保全を公約した約 12 万ヘクタールの以外の HCVF を保全する意思のないことを明言しました。APP は、1980 年台にパルプ生産を始めてからこれまでに、約 100 万ヘクタールもの自然林の破壊を引き起こしたと推定されますが、そのうち、2001 年以降 WWF やその他の NGO、取引先企業が HCVF 保全を求め続けた間にも APP は 45 万ヘクタールの自然林の伐採を引き起こしてきたものと推定されます。現在もなお、APP 社はリアウ州で毎年 8 万ヘクタールの自然林を皆伐していると推定され、今後の事業継続、拡大のために同程度もしくはそれ以上の自然林を伐採して木材原料を調達しつづけると考えられます。これらの自然林の中には、HCVF が多く含まれること、その破壊によって絶滅危惧種のスマトラゾウ、スマトラトラなどの生存も危ぶまれることが大いに懸念されます。

これを受け、WWF は背景報告書「リアウ州最後の自然林 ― グローバルな紙パルプ企業 2 社がその運命を決定する」ならびに「WWF モニタリング報告書 2006 年 6 月アジアパルプアンドペーパー (APP)」を作成するとともに、2006 年 7 月 11 日に「APP、保護価値の高い森林の保全を約束せず」との記者発表を行っています。ここで、WWF は「責任ある林産物の調達を目指される企業が、保護価値の高い森林を破壊しつづけることが明白になった企業と取引を継続することは許されるものではない」との明確な表明を行いました。

APP 社は 8 月 7 日にニューヨークタイムズとロンドンタイムズの両紙に、APP' S COMMITMENT: CONSERVATION BEYOND COMPLIANCE” (「APP のコミットメント: 法遵守以上の自然保護」) と

いうタイトルの一面広告を公表しました。さらに 8 月 15 日には、APP は “Stakeholder Update”（「ステークホルダー・アップデート」）をその多くの顧客に送付しています。これらにおいて、APP 社は自らを自然と野生動物の保護者と記載・主張されていますが、実際の APP 社の企業活動はこの主張内容とは違い、合法性が疑わしい木材を原料にしているとともに、“法遵守以上の自然保護”を拒否し HCVF を破壊し続け、これらに依存する絶滅危惧種であるスマトラトラやスマトラゾウ、その他の野生動物を脅かし続けていると WWF は判断します。

こうした誤解を招く広告に対し、APP 社の企業活動の分析に照らし合わせその主張内容の偽りの点を指摘する報告書を WWF は作成し、今回 10 月 20 日にプレスリリース「APP 社の虚偽広告は破壊を隠蔽する」として記者発表を行いました。残念ながら、APP 社が環境・社会を配慮した企業活動を行おうとする態度は見受けられなくなったと言わざるを得ません。

今後 APP 社が、マーケティング活動等で環境配慮をさまざまに主張をされる場合、WWF としては現地調査をもとにそれらの真偽について対応することが可能であると考えます。しかし、この間にも現地の自然林は破壊され、野生生物を脅かし、現地住民との衝突など社会的問題は続きます。APP 社が今後どのように対応するかを待ち続けるのではなく、世界のバイヤーや紙の使用者がこうした状況をどのように考えるか…環境方針、調達方針等に照らし合わせて現状を確認するとともに、それに基づき自らの判断を急ぐことが肝要かと存じます。

■参考

具体的な日本企業の対応としては以下のものがあります。

- ・ 株式会社リコーは、紙製品調達に関する独自の環境規定により、WWF 等の NGO からの情報・意見も参考にしながら、APP 社に対して保護価値の高い森林を保護するよう企業活動の改善を求めてきた。しかしながら、最終的には、相互に計画した通りの改善が見られなかったことなどから、購買契約の更新を実施できず、その結果、APP 製品の購入を停止した。
- ・ 富士ゼロックス株式会社は、富士ゼロックスおよび関連各社が仕入れる用紙に関して、法律や規制が遵守されており、持続可能な森林管理がなされていることなど六つの原則を骨子とする「調達先に対する環境・健康・安全に関する調達規程」を制定し、運用を開始した。これに基づき、APP 社は不適合と評価され、富士ゼロックスおよび関連各社は APP 社からの紙の購入を停止した。

APP 社と取引のある企業についての文献等による調査によると、現在インドネシアの APP 社の紙を扱っている主要な日本企業は以下の通りです（五十音順）：

アスクル株式会社、伊藤忠紙パルプ株式会社、伊藤忠商事株式会社（APP ジャパンへ出資）、

株式会社大塚商会、コクヨ株式会社、大王製紙株式会社、富士フイルムビジネスサプライ株式会社、丸紅株式会社。

* 1 : 保護価値の高い森林について

「保護価値の高い森林 (High Conservation Value Forest: HCVF)」とは、固有種や絶滅危惧種などの存在する生物多様性の価値が高い森林、気候・地理・地形・生態の組み合わせにおいて世界的に希少な森林、人間の活動によって稀少となった未開発の森林、水源の保護や土壌浸食防止などの水土保持の価値が高い森林、先住民や地域社会にとって生活や健康など基本的ニーズを満たすために欠かせない森林、そして先住民や地域社会の伝統的文化を維持するために重要な森林などのことを指します。

「森林生態系に配慮した紙調達に関する共同提言」

<http://www.wwf.or.jp/news/press/2004/p04100601.htm>

* 2 : APP 社が違法材を購入していた証拠をつかんだアイズ・オン・ザ・フォレスト調査レポート

2005年3月:

http://www.eyesontheforest.or.id/investigation/Inv_march_05.pdf

2005年4 & 5月:

<http://www.eyesontheforest.or.id/investigation/update%20report%20april%20may%2005.pdf>

**紙・木材の責任ある調達については、WWF 発行の冊子「林産物の責任ある調達 (第1版)」を参照されたい。

<http://www.wwf.or.jp/activity/forest/lib/ResponsiblePurchasing.htm>